

## 令和7年度第1回我孫子市入札等監視委員会会議概要

1 会議の名称 我孫子市入札等監視委員会

2 開催日時 令和7年1月11日(火)

午前10時から午前11時16分まで

3 開催場所 我孫子市役所庁舎分館1階(分館中会議室)

4 出席者

(1) 委員

福島 光三委員(委員長)、水間 大輔委員、三枝 康裕委員

欠席者 なし

(2) 事務局

神戸財政部次長、宮川課長補佐、長谷川、伊達

5 議題

(1) 公契約条例の施行状況について

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の改正について

(3) 制度等の改正について

(4) 現在検討中の制度等の改正等

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴者 なし

8 会議の内容 議事

9 議事

【福島委員長】

議題1、公契約条例の施行状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局・伊達】

(議題について説明した。)

【福島委員長】

ただいまの事務局からの説明についてご質問やご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

【水間委員】

これまで入札が不調になる問題が非常に多くありましたが、労務報酬下限額を上げたことによって何か効果が出ていますでしょうか。

【事務局・宮川】

毎年、労務報酬下限額は公共工事設計労務単価の80%で設定しています。例年、

公共工事設計労務単価が引き上げられていますので、相対的に労務報酬下限額も上がっていますが、今後は労務報酬下限額の設定自体も引き上げる方向で進めるということになります。

入札となると、水間委員がおっしゃったように労務報酬下限額の引上げが事業者側の負担になる可能性はあります。しかし、効果については、公契約の適用現場で働く労働者側にとっては賃金上昇となりますので、良い影響を与えるものだと考えています。

**【水間委員】**

もう1点質問があります。令和6年度に公契約の対象となった契約には放射能対策が2件あります。木を切ってもそのまま廃棄してはいけないというように、以前から放射能対策がなされていることは分かっていましたが、まだこのような対策が必要なくらい放射能が残っているのでしょうか。

**【事務局・宮川】**

クリーンセンターの話では、以前程ではないにしても放射能はまだ若干残っているそうです。放射能がある程度出ていると処分先の事業者が受け入れてくれませんので、やはり分けて持つて行かざるを得ないのでないかと思います。

**【水間委員】**

分かりました。私からは以上になります。

**【福島委員長】**

工事等に係る職種別労働者の状況についてですが、交通誘導警備員Bの平均賃金1,407円が最も低い金額になっています。令和5年度労務報酬下限額適用工事の影響を受けているということで、令和6年度の公共工事設計労務単価に対する職種別平均賃金の割合では、労務報酬下限額が80%を示すのに対して70.4%ということで、10%程乖離している状況です。千葉県の最低賃金は確かに上回っていますが、それほど差はないという状況でして、延べ従事者数としては影響が少ない職種だと思いますが、ガラス工も含めて80%を下回っている職種に対して今後人件費が大きく増えることのインパクトがどの程度あるのかということを事務局で把握されているのであればご説明いただけないでしょうか。

**【事務局・長谷川】**

窓口では様々な話を聞く機会がありますが、警備員という職種は委託と工事のどちらにも従事することができます。委託で従事する場合には最低賃金で雇用される状況にあるそうです。ところが、公契約条例を施行している自治体の工事契約では、市が決定した労務報酬下限額が元請事業者との価格交渉の武器になるとも聞い

ています。

資料では令和5年度の労務報酬下限額適用工事の影響を受けているので労務報酬下限額を下回っているように見えますが、契約年度に対しての労務報酬下限額には違反しておりません。業界全体としても、一事業者としても非常にありがたいというお話を聞いています。

**【福島委員長】**

公契約条例があり労務報酬下限額が決まっているということは、賃金の底上げと いう方向性になることが理解できました。

議題1は以上でよろしいでしょうか。

それでは議題2、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の改正について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局・伊達】**

(議題について説明した。)

**【福島委員長】**

ただいまの事務局からの説明について、委員の方からご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

**【三枝委員】**

1つお伺いいたします。今回は随意契約の基準額が増額されたということですが、1号随意契約の件数はどの程度増える見込みでしょうか。それとも、物価高騰の関係であまり増えない見込みなのでしょうか。

**【事務局・宮川】**

細かい数値は出しておりませんが、物品購入では特に大きな影響がありました。物品購入の随意契約の基準額はこれまで80万円だったところが150万円になりますて、今年度の4月入札や5月入札では本来入札に付すべき案件の3～4件が随意契約になりました。5月入札は約40件でしたが、そのうち物品購入が5～6件ありましたので入札の件数はかなり減らされたと思います。

業務委託につきましても、数は多くありませんが1号随意契約の範囲内に収まったものがありました。

**【三枝委員】**

今回の増額は倍増とまではいかなくても相応に増額されているということなので、1号随意契約の件数も倍増とまではいかなくともそのくらいは増えるのではないかと思っていました。ただ、そこまで件数が増えていないのは物価高騰が関係しているのではないかという点が気になります。

例えばですが、本来入札に付すべき案件の仕様を2～3件に分割して随意契約の基準額まで抑えるというような方法が取りやすくなるような気もしましたので、その辺りが気になったところでした。お話をだいたい分かりましたのでありがとうございます。

**【水間委員】**

私も同じことを質問したいと思っていましたので、他に質問は特にありません。

**【福島委員長】**

入札の種類としては公募型競争入札と総合評価方式入札がありますが、私の認識では公募型競争入札は技術等の条件を明示した上で行う入札方式だと思っています。これらの入札に指名競争入札を含めて、総合的に見積を徴取して契約するという流れになると思いますが、今後の運用について何か変わったこともしくは変わることが予想できる内容があればご説明いただきたいと思いますがどうでしょうか。

**【事務局・宮川】**

契約手続きの仕方としては今までどおりです。

随意契約の基準額は物価上昇に合わせて変えていくべきだと思っていますが、やはり時期を見て実施しなければ理由が立ちませんので今が見直しの時期だらうと考えています。後ほどご説明しますが、総合評価方式入札の件数は昔は2～3件、多くても4～5件程度だったところが今は10数件となっています。価格競争となる公募型競争入札に比べて総合評価方式入札というのは、手続に非常に多くの時間が掛かりますので、同じように見直しの時期が来ているのではないかと思っています。

**【福島委員長】**

随意契約の基準額が増額になることでその適用となる件数も増えてくると思いますし、総合評価方式入札では単なる価格競争ではなく事業者の実績や技術的な評価を含めた上での入札手続になると思いますので、今後もそういった内容を含めて透明性や公平性のある手続に努めていただければと思います。

議題2は以上でよろしいでしょうか。

それでは議題3、制度等の改正について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局・伊達】**

(議題について説明した。)

**【福島委員】**

私の意見は先に言ったとおりですので、追加で質問することはできません。他の委員の方は何かご意見等がありますでしょうか。

それでは議題4、現在検討中の制度等の改正等のうち4－1契約に関する基準の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

**【事務局・伊達】**

(議題について説明した。)

**【福島委員長】**

ただいまの事務局からの説明について、委員の方からご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

**【三枝委員】**

内容に関しては私もほぼそのとおりだろうと思っていますが、その上で1点お伺いします。

今回の契約に関する基準額の見直しはいずれも倍額するということで検討されています。おそらく令和2年度時点では問題意識として認識していなかった部分が、令和6年度に総合評価方式入札の件数が倍増したことを見てきて、契約事務手続が大変なことになっているという状況が前提にあると考えています。そうなりますと根本的な話として、この4年間で件数が倍増したのはそれにふさわしい程の金額的な高騰が受けられたということでしょうか。それとも基準額の改正を頻繁に行うのは良いことではありませんので、今後数年の状況を見込んで倍額に設定したということでしょうか。その辺りの金額設定の経緯をお伺いできればと思います。

**【事務局・宮川】**

総合評価方式入札の件数は基準額を倍額にすることで以前の件数程度になると考えていますので、倍額は妥当であると思っています。他の基準額については、正直なところ設定基準に関する根拠が難しいところです。

工事のように5,000万円を1億円にするというのはかなり大きな倍額に当たりますが、実態に見合った変更だと判断しています。その他は1億円というような規模ではありませんので、1号随意契約の基準額が倍額になったというところを判断基準としているところです。

**【三枝委員】**

そうなりますと現時点では、例えば令和2年度の総合評価方式入札の件数に現状を合わせるために倍額にしたというお話であって、今後の物価高騰等を見込んで倍額にしたわけではないという認識で良いのでしょうか。

**【事務局・宮川】**

そうですね。工事につきましては基準額を倍額にすると件数的には実態に見合ったものになりますので、やはり1号随意契約の基準額の倍額がある程度の基準にな

るものと考えています。

【三枝委員】

やはり現状に合わせて金額を変えられたということですね。分かりました、私からは以上になります。

【水間委員】

資料に柏市本店業者の参加が可能となるためということが書かれていますが、これは現在我孫子に支店がある事業者の本店が柏にあるので柏市本店業者となっているのでしょうか。柏市以外に本店がある事業者もいると思いますが、柏市だけに限定している理由があるのでしょうか。それとも特に理由なく限定しているのでしょうか。

【事務局・宮川】

当初、柏市本店業者のみを設定した正確な意図は分かりません。柏市以外にも野田市や流山市、松戸市等に本店のある事業者はいますが、これまでの入札参加実績を見ると柏市本店業者の参加が多くなっています。

高額な建築工事を発注する場合は特定建設業許可を持っていないと入札に参加できませんが、我孫子市内の事業者で特定建設業許可を持っているのは3者しかいません。その3者だけで競争させるのは良いことではありませんので、我孫子市外から事業者を募るとなった場合に、これまでの実績から見て柏市に本店のある事業者という形で設定したのではないかと考えています。

大規模工事になると、千葉県内を地域要件の設定とする場合もありますので、発注する工事が建築工事なのか、土木工事なのかというような案件毎に異なる基準を勘案しながら要件を設定しています。

【水間委員】

隣接する市町村として他には印西市があると思いますが、印西市を入れずに柏市に限定しているのはこれまでそうしていたからということでしょうか。

【事務局・宮川】

印西市には要件を満たす事業者がいません。

【水間委員】

印西市にはデータセンターが多く建っていますが、全て印西市外の事業者が建てたものということですね。

【事務局・宮川】

印西市には要件を満たす建設業者がいませんが、いた場合には印西市も含めていた可能性があります。やはり実績として隣接する柏市の事業者が多いということです。

設定されたのではないかと思います。

**【水間委員】**

もう1つお伺いしますが、準市内業者というのは具体的にどのような業者を指すのでしょうか。

**【事務局・宮川】**

説明が漏れていきました。準市内業者というのは、我孫子市内に営業所がある事業者を指しまして、本店が別の市にある事業者になります。入札に参加する場合は入札参加資格者名簿への登録が必要ですが、その名簿に我孫子市内に営業所のある事業者として登録されていることが条件になります。

**【水間委員】**

私からは以上になります。

**【福島委員長】**

私も水間委員と同じように疑問に思いましたが、柏市に限定する意味があるのでしょうか。せめて近隣の本支店業者等とするべきで、金額によっては千葉県内の事業者が入札に参加できるようにしているということですので、実際の運用上は問題がないのではないかと思いますし、設定根拠が当初の設定のまま変更していないということであれば現状にそぐわないのではないかと感じますので、設定範囲は今後検討していただければと思います。

私からは根本的な質問になります。改正後に大規模工事の分類となるのは契約金額が3億円以上の場合ということですが、複数年にわたって事業が実施される場合は複数の契約を締結する場合もあると思います。仮に、複数年にわたる契約を金額で区切ってより小規模な工事として契約することは可能だと思いますが、そのような形で分割発注したような契約は今までにありましたでしょうか。

**【事務局・宮川】**

工事でも建築工事になると、建築物を完成させることで契約が完了しますのでそれを途中で区切ることはできないと思います。土木工事になると、区間の設定方法によっては区切ることができると思いますし、予算がどの程度確保できるのかという点も大きいと考えています。

実際、市では今、湖北小学校の体育館の建直しを計画していますが、建物の本体部分と電気工事部分、機械部分というように予算上分けて計画しているところで、理論的にはそれぞれの部分で分割発注ができるのではないかと考えています。

**【福島委員長】**

この場合、異なる事業者に発注する可能性もあるということでしょうか。

**【事務局・宮川】**

建設業法では専門的な工事は原則として専門業者が行うことになっていますので、専門的な工事に当たる電気や空調の工事等はそれを専門としている市内業者に発注する流れになると考えています。

**【福島委員長】**

指名競争入札のような発注方式でしょうか。それとも相手を特定して随意契約を結ぶというような発注方式でしょうか。

**【事務局・宮川】**

入札参加資格者名簿に電気工事に参加できる事業者が登録されていますので、そこに登録されている市内業者が入札に参加する流れだと思います。

**【福島委員長】**

では改めて入札に付すということでしょうか。

**【事務局・宮川】**

そのとおりです。

**【福島委員長】**

この件につきましては、分割発注されることになった場合でも透明性や公平性が確保され、維持できるということで理解しました。

議題4-1は以上でよろしいでしょうか。それでは議題4-2再委託に関するガイドラインの改正について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局・伊達】**

(議題について説明した。)

**【福島委員長】**

ただいまの事務局からの説明について、委員の方からご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

**【三枝委員】**

主要な業務の定義が問題になっているという風に理解したところですが、主要な業務の決め方に関しては、例えば清掃業務や草刈業務のような典型的なものと非典型的なものがあると思いますが、典型的なものに関しては業界団体等と協議した上で最終的にガイドラインを作る予定だったのでしょうか。これからこの主要な業務の定義を決めていくに当たって、どのような決め方をされる予定なのかお伺いできればと思います。

**【事務局・宮川】**

責任を持って業務をやってもらいたいという発注課の意思が重要だと思います

ので、基本的には発注課の判断によって主要な業務に当たる部分が決まると考えて  
います。

草刈業務に関しては、発注課の意思に加えてやはり業界団体からの要望があった  
場合には、ある程度その事情を汲んだ形で仕様書に落としていく必要があると考え  
ています。清掃業務に関しては、様々なパターンがありますので全てを決めておく  
ということはなかなか難しいところです。一概的には、発注課の判断でこれまでに  
実施した内容から決めていくという形になると思いますが、業界団体から要望があ  
った場合にはその都度検討を進めていかないといけないと考えています。

### 【三枝委員】

例えば、通常は入札案件でも事業者数者から見積書を取られていると思いますが、  
市役所の方々だけではなかなか現場の全てを把握できない場合もあると思います  
ので、判断しかねるような内容に関しては、この業務はその事業者が実施できるも  
のなのかなというように、見積書を徴収する段階で問い合わせることも想定としては  
あり得ることなのでしょうか。

### 【事務局・宮川】

これまでにずっと実施していた業務ではそういったことはないと思いますが、新  
しく実施する業務となりますと、市が作成した仕様書等が適正なものであるのか、  
実際の業務に見合っているのかというところは事業者から情報収集をして作り上  
げていくものだと思います。

その際に、市としましては必ず再委託に係る内容を仕様書に入れるよう指示して  
いるところです。基本的には再委託できませんが、付随的な業務は認めますという  
内容を入れることで、事業者からこの部分は再委託可能ですかというような問合せ  
が来るのではないかと考えています。実際、私が検討したシステム導入の案件で、  
契約は代理店が行い、業務をシステムベンダーが行うというような業務がありました  
ので、書き方を考えないといけないこともあると思います。その辺りは調整が必  
要だと思いますので、仕様書を作成する際は意識して再委託できる範囲を基本的に  
は明記していくべきと考えています。

### 【三枝委員】

最後にもう1点お伺いします。仮に、業務を遂行している途中で、もともと主要  
な業務として定められていた範囲を事業者側との協議により変更するというよう  
な柔軟な対応をすることはあるのでしょうか。念のためお伺いさせていただき  
たいと思います。

### 【事務局・宮川】

再委託ガイドラインは議会で指摘されて問題化されたものですので、単に事業者が要望するからという話では変えることができないものだと思っています。特に入札案件になりますと、事業者は仕様書を見て入札に臨まれていますので基本的には変更できないものと考えています。ただ、変更しなければ業務が進まないというような不測の事態が発生した場合には検討の余地があるのではないかと思います。

【三枝委員】

それは例えばガイドライン等のルールで、やむを得ない事情がある場合は主要な業務を変更することができるというような規定が存在すると理解してよろしいのでしょうか。

【事務局・宮川】

ガイドラインには再委託に当たらない例外的な内容が記載されています。基本的にはその部分に当たりますので、仕様書に書いてあるかどうかに限らずガイドラインに沿つたものであれば認められると考えています。

【三枝委員】

分かりました。私からは以上となります。

【水間委員】

先ほど最低賃金の話がありましたように、再委託していることが明らかな場合はその最低賃金が当然遵守されていなければいけないと思いますが、市が把握していないところで再委託をされてしまった場合には、それを監視や摘発するような罰則規定等は考えていますでしょうか。

【事務局・宮川】

仮に、公契約条例の対象契約であれば、再委託先も賃金等支払報告の対象となりますので市が確認できるような仕組みにはなっていますが、公契約条例の対象ではない契約となりますと、基本的には最低賃金以上の支払がなされているという認識でいますので、市としてそこまでの確認は行っていません。

ただ、再委託を行う場合は再委託承認申請が必要になりますので、実際どのような再委託契約になるのかということを契約書の写し等を提出してもらった上で市が判断し許可しています。どの程度内容に踏み込んだ判断ができるのかということはありますが、確認する手続の流れにはなっていると思います。

【水間委員】

はい、分かりました。

【福島委員長】

私も水間委員と同じように裁量権の問題になりますが、業務の区分によって再委

託できる範囲を仕様書に明記して区分するということになると思います。

私も水間委員の意見と同じように、労働者不足という背景から再委託の適用範囲の話が要望書という形で発見されたということだと思いますが、市にそういったことの監視体制がないというのも問題があるのではないかと思います。公契約条例の対象契約であればある程度の監視体制ができているということですので、今後は要望書にもあるとおり再委託の規定は徹底していただければと思います。

議題4-2は以上でよろしいでしょうか。それでは議題4-3清掃業務委託における労務費のスライド条項の導入について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局・伊達】

(議題について説明した。)

#### 【福島委員長】

ただいまの事務局からの説明について、三枝委員はご意見がございますでしょうか。

#### 【三枝委員】

スライド条項となりますと複数年契約になると思いますが、現時点では最高で何年を想定されているのでしょうか。

#### 【事務局・宮川】

我孫子市長期継続契約の締結に関する条例がありますが、業務委託は3年間の複数年契約ができると規定されています。

#### 【三枝委員】

スライド条項に関しては、契約金額よりも事業者の経費が高額となった場合にはそれを請求できるというような文言と、請求される請負代金の変更に応じなければならないという権利に対する支払という義務の部分等のいくつかに分けられると思っていますが、今後は金額がどの程度上昇するのかという基準を検討されるという内容として受け取ってよいのでしょうか。

#### 【事務局・宮川】

他市のスライド条項の事例を見ますと、契約前に労務費に当たる経費を事業者に提示してもらい、その労務費に最低賃金の上昇率を掛けて算出するという形になっていますので、算定式を想定することで1年後、2年後の契約変更額が自動的に決まるものと考えています。

#### 【三枝委員】

分かりました。そうなりますと、算定式に関しては概ね想定されているようですが、検討自体はこれからされていく予定ということで理解してよろしいのでしょうか

か。分かりました。私からは以上になります。

**【福島委員長】**

水間委員は何かご意見がございますか。

**【水間委員】**

私からは特にありません。

**【福島委員】**

それでは、今回の清掃業務委託における再委託についてですが、千葉県の最低賃金は1,076円から1,140円に一気に上がり、約6%弱の上昇となりました。それに対して、賃金又は物価変動に基づく請負代金変更のうち、賃金等の変動については変更前残工事代金額の1.5%となっています。今般の千葉県の賃金改定率に比べると1.5%というのはかなり少ないと想いますので、今後は見直しされる内容が増えてくる可能性があるように感じています。それに対して我孫子市が今後どのような対応を心掛けようとしているのか分かればお聞きしたいと思います。

**【事務局・宮川】**

先ほど三枝委員からも質問がありましたように、他市の事例が出ていてそれを参考にしたいと思いますが、やはりスライド条項に基づいて増額する際はわずかな金額でも上がる可能性がありますので、その都度変更契約する必要性が生じます。分割的な要望が出されないように、1.5%という割合は手間賃のようなものとして、ある程度受注者が負担する額として設定しているのではないかと考えています。

ここでは工事を例としていましたが、業務委託について他市の事例を見ますと、1%を受注者の負担額として設定しているケースが多くありました。このように他市の事例を見ながら、賃金上昇を加味するというよりは手間賃としての考え方を基に設定していきたいと考えています。

基本的にはスライド条項に基づいた金額の上昇があればそれに応じた変更をしなければならないと思っていますので、他市の事例を見ながら検討を進めていきたいと思います。

**【福島委員】**

請負業者の賃金が上がったという理由で契約金額を見直すよう要望があった場合に隨時対応していたら收拾がつかないと思いますので、最初に負担すべき額の範囲を決めた上で運用していただければと思います。

私の方からは以上になりますが、他にご質問はよろしいでしょうか。それでは議題4-3はこれで終了させていただきます。

以上をもちまして議題1から4をすべて終了しますので、本日の入札等監視委員会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

以上